

## 令和5年度三木町生活応援クーポン券事業

### 【概要】

新型コロナウイルス下の原油・物価高への緊急対策及び地域の消費活性化を目的として、三木町民に対し、町内登録店で使用できる1人3,000円分のクーポン券を給付するものです。

### 【給付対象者】

基準日(令和5年7月1日)に、三木町の住民基本台帳に記録されている方

### 【給付金の額】

1人につき3,000円分のクーポン券(500円券6枚綴り)

### 【クーポン券使用可能期間】

令和5年11月27日(月)から令和6年1月14日(日)まで(予定)

### 【次の場合にはクーポン券使用不可】

- ① クーポン券の現金化
- ② 換金性の高い金券等(各種有価証券、他のクーポン券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等)や、たばこ、切手、官製はがき、印紙等
- ③ 国・地方公共団体への支払い、または公共料金の支払い
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑤ その他、このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの

### 【釣銭の取扱】

クーポン券の額面に満たない利用であっても、釣り銭は出ません。

### 【クーポン券配布方法】

世帯主に対し、世帯人数分のクーポン券を郵送予定  
登録店舗一覧を同封する。

### 【換金期間及び換金手続き方法】

令和5年12月4日(月)～令和6年1月26日(金) (予定)

(※換金期間を過ぎたクーポン券は無効になります。)

クーポン券の裏面に取扱店舗等を記載し、必要事項を記載した換金依頼書及び取扱店舗登録証を持参のうえ三木町役場地域活性化課に提出してください。後日、口座振込により換金します。振込は換金期間中に2回を予定しています。

### 【お問い合わせ先】

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 地域活性化課 商工観光係 [受付時間] 平日 8:30～17:15

TEL 087-891-3320

## クーポン券取扱店の募集

### 【取扱店募集方法】

広報みき9月号(8月18日(金)発行分)、三木町HP、三木町商工会HPなど  
(広報みき10月号(9月20日(水)発行分)に住民向け広報を掲載予定)

### 【応募資格】

三木町内に店舗・事業所などを有する民間事業者(町内の店舗に限る)

例) ☆小売業(食料品、衣料品、日用雑貨、家電など)

☆飲食業(飲食店・喫茶店)

☆サービス業(理美容、クリーニングなど)

☆その他(内装工事、リフォーム、造園など)

### 【登録料】

無料

※ただし、申請書提出にかかる費用(郵便代等)はご負担いただきます。

### 【登録申請書受付期間】

令和5年8月1日(火)から令和5年8月31日(木)まで

(提出先) 三木町商工会

### 【その他】

登録された取扱店には、取扱店登録証、ステッカー等の書類を送付します。

### 【お問い合わせ先】

〒761-0703

香川県木田郡三木町大字鹿伏220番地5

三木町商工会 [受付時間] 平日 8:30~17:15

TEL 087-898-0507